

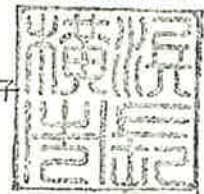
財第54号
経総第268号
横財政第43号
平成27年 7月15日

経済産業大臣 官沢 洋一 様

神奈川県知事 黒岩 祐治



横浜市長 林 文子



横須賀市長 吉田 雄介



自転車競技法第21条第2項の規定に係る特例対象交付金の
充当に関する協議書の提出について

自転車競技法第21条第2項の規定に基づき、特例対象交付金を神奈川県競輪組合施行
の競輪の開催の停止に必要な経費に充てたいので、標記協議書を提出します。

問い合わせ先

神奈川県総務局財政部財政課資金グループ 南川

電話 (045) 210-2291 (直)

横浜市経済局政策調整部総務課調整係 菅原

電話 (045) 671-2582 (直)

横須賀市財政部財政課 吉田

電話 (046) 822-8163 (直)

自転車競技法第21条第2項の規定に係る
特例対象交付金の充当に関する協議書

平成27年7月

神奈川県
横浜市
横須賀市

目次

1	事業収支改善計画策定に至る経緯	1
2	直近の事業収支及び競輪の開催を停止しなかった場合の事業収支見通し	1
	(1) 事業収支改善のため実施した主な措置	1
	(2) 措置の結果（直近の事業収支）	3
	(3) 事業収支の見通し	5
3	競輪の開催を停止する期間及びその根拠	6
	(1) 競輪の開催を停止する期間	6
	(2) 競輪の開催を停止する期間の開始日について	6
	(3) 競輪の開催を停止する期間の終了日について	6
4	競輪の開催の停止に必要な経費の総額	7
	(1) 競輪の開催の停止に必要な経費の総額	7
	(2) 競輪の開催の停止に必要な経費の内訳及びその説明	7
5	競輪の開催の停止に必要な経費の一部に充てようとする特例対象交付金の額	9
6	競輪の開催の停止に充てようとする特例交付金以外の特例対象交付金の交付 時期及びその方法	9
<参考1>	花月園競輪場廃止後の施設・跡地の経緯	10
<参考2>	花月園競輪場跡地の今後の事業スケジュール	11
<参考3>	花月園競輪場施設・跡地の現況、将来イメージ等	12

1 事業収支改善計画策定に至る経緯

神奈川県、横浜市及び横須賀市（以下「3 県市」という。）は、地方財政の健全化、各種産業の発展を目的として、昭和25年から主に花月園競輪場において、個別に競輪事業を開催し、戦後日本の復興や高度経済成長とともに順調に売上を伸ばしてきた。

以来、公益増進や健全なレジャーの提供に資するとともに、3 県市に対して1,300億円を超える収益金を配分するなど、地方財政に大きく貢献してきた。

しかしながら、平成3年度（以下「平成」の元号は省略する。）をピークに、全国的に公営競技が低迷する中、3 県市の競輪事業においても、売上の減少傾向に歯止めがかからず、収益の悪化が構造的な状態となった。

こうした事態を受けて、3 県市が開催運営を一体化し、事務の効率化やスリム化による経費節減を図るため、10年4月に3 県市を構成団体とする「神奈川県競輪組合」（以下「組合」という。）を設立した。

組合設立後も事業統合の効果をを超える売上の大幅な落ち込みにより、毎年度赤字が続いていたことから、13年度に第1次経営改善計画を策定し、賃金の半減や、退職一時金制度の廃止等の「従事員雇用制度の抜本的な見直し」、組合職員数の半減などの経費節減策に取り組むとともに、15年度の自転車競技法の改正に伴い、可能となった「競輪開催業務の民間への包括委託」を全国に先駆けて導入した。また、多くの売上が見込める特別競輪を開催するため、13年度にGⅠレースの「全日本選抜」、15年度にGⅡレースの「東王座戦」を誘致した。

こうした取組により、15年度、16年度の2か年にわたって、一旦は単年度黒字を達成している。

その後も、16年度に第2次、19年度に第3次経営改善計画を策定し、専用場外車券売場「サテライト横浜」の開設（16年度）、GⅠレースの「オールスター」の誘致（18年度）、「サテライト水戸」の開設（19年度）、利益確約型包括委託の導入（20年度）など、経営改善に向けて様々な取組を行ってきたが、こうした取組効果を上回る売上の減少により、17年度以降、再び赤字が続き、21年度末には、組合債等の債務約13億円のほか、累積赤字も約54億円まで拡大した。

そうした中で、組合と組合の構成団体である3 県市は、21年4月、有識者による「神奈川県競輪組合あり方検討委員会」を共同で設置し、厳しい経営環境にある組合の経営改善方策及び今後のあり方について、専門的な視点からの検討を行った結果、同年度末に赤字構造の大きな要因であった花月園競輪場における競輪開催を廃止し、22年度から26年度までの5年間、JKA交付金特例制度の活用と川崎・小田原競輪場におけるGⅢ競輪※の借上開催を柱とする「事業収支改善計画」を策定し、経営改善に取り組むこととしたものである。

※GⅢ競輪：競輪レースはGⅠ（グランプリ）、GⅠ、GⅡ、GⅢ、FⅠ、FⅡの6つのグレードに分かれており、GⅢは競輪場の開設を記念し、原則、競輪場を設置している施行者が年1回開催できるレース。有名選手が出場するため収益性が高い。

2 直近の事業収支及び競輪の開催を停止しなかった場合の事業収支見通し

(1) 事業収支改善のため実施した主な措置

組合は、交付金の交付期限の延長申請（22年2月25日）に伴い、産業構造審議会の審議（22年3月15日）、経済産業大臣の同意（22年3月25日）を経て、競輪事業の収支改善計画（交付金猶予の特例期間：22年度～26年度）を策定し、収支の改善に努めてきた。特例期間における収支改善計画の主な措置は以下のとおりである。

ア 花月園競輪場における競輪開催の廃止

組合設立以降、従事員雇用制度の抜本的見直しや開催業務の包括委託、さらには利益確約型包括委託などの経営改善策に取り組んできたが、民有場である花月園競輪場における競輪開催は、多額の経費がかかることに加え、立地上の制約*から、売上の見込めるナイター競輪の開催や受託場外発売の拡大など収益アップにつながる取組が実施できず、累積赤字拡大の要因となっていた。

そこで、21年度末をもって花月園競輪場における競輪開催を廃止することで、単年度赤字（約5億円）を解消することとした。

※立地上の制約

県内に花月園、川崎、平塚、小田原の4場が近接し、特に川崎とは開催・場外発売日程の調整が必要であった。また、住宅密集地に存在し、土日、祝日、夜間の開催ができなかったこと、駐車場不足、不便なアクセス等があげられる。

イ 売上の確保策

(ア) 川崎競輪場・小田原競輪場における借上開催の充実・強化

a GⅢ競輪の開催

特例期間の22年度から26年度までの5年間に限った取組として、全国の競輪施行者の同意を得た上で、先例のない借上によるGⅢ競輪を川崎及び小田原競輪場において交互に開催した。

GⅢ競輪の開催に当たっては、来場数の増と収益の確保を図るため、両借上競輪場との連携強化に努めてきたが、特に、26年度は、組合と川崎市の各GⅢ競輪が全国で初めて一つの競輪場（川崎競輪場）で2週間に渡り開催されたため、川崎市との連携による集客促進に向けた広報宣伝活動を積極的に展開するとともに、「花のGⅢ2戦連続スタンプラリー」や地元アイドルによる場内イベントなどのファンサービスを実施した。

b 普通競輪の充実

競輪場来場数の増と収益の確保を図るため、川崎競輪場においては、23年度の1回（3日間）を除き、全てのレースでナイター競輪を開催するとともに、他場で開催される特別競輪等の車券購入来場者を組合開催のナイター競輪へ誘導するため、ナイター開催日に他場で開催されるFⅠ以上のレースを併売し、集客効果を高めた。

また、小田原競輪場においては、22年度と24年度のFⅠレースについて、花月園競輪場において準記念レースとして実施していた企画レース「伊藤 繁杯」を開催するとともに、26年度の最終開催に当たっては広報宣伝に努め、S級選手のトークショーや歌謡ショーなどのファンサービスを実施した。

(イ) サテライト横浜・水戸における管理施行の充実・強化

サテライト横浜においては、年間発売日数を21年度の330日から26年度は358日に拡大するとともに、ナイター発売日も21年度の264日から26年度は328日に拡大した。

また、サテライト水戸においても年間発売日数を21年度の338日から26年度は358日に拡大するとともに、ナイター発売日も21年度の31日から26年度は325日に大幅に拡大するなど、サテライト管理施行収入のさらなる確保を図った。

ウ 経営の効率化策

(7) 人件費の削減

従来から取り組んでいた業務の合理化、職員の兼務化を引き続き進め、組合職員を21年度の5名体制から、22年度以降4名体制とするとともに、関連会社からの出向職員を21年度の4名体制から、25年度以降3名体制とした。

(4) 利子負担の削減

組合の運転資金として、構成団体からの無利子借入金を21年度の3億8,000万円から22年度以降12億6,000万円と大幅に増額することで、金融機関からの有利子借入金を抑制し、利子負担の軽減を図った。

エ 既存債務の解消

14年度末に花月園競輪場における従事員の雇用関係清算のために支払った離職餞別金の財源として発行した組合債や、花月園競輪場における競輪開催に必要な機器リース料及び選手宿舍賃借料など、花月園競輪に係る既存債務約13億円について、当初の計画よりも1年前倒しの25年度までに償還を完了し、後年度負担の軽減を図った。

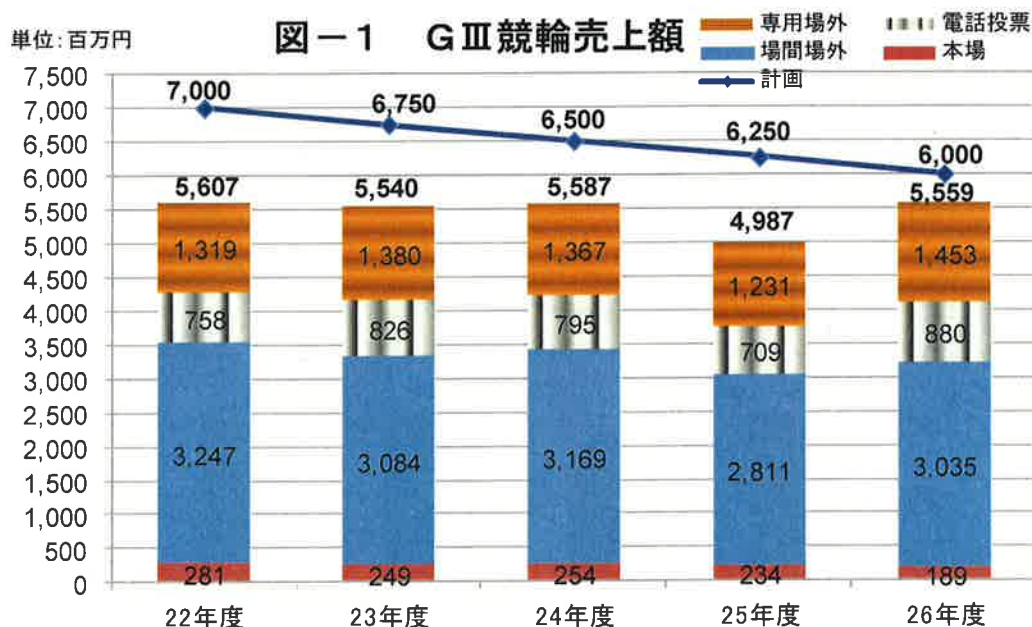
(2) 措置の結果（直近の事業収支）

ア 車券売上の確保策の結果

(7) GⅢ競輪

全国的に車券売上が低迷する中、組合開催のGⅢ競輪（花月園メモリアル）の売上も減少傾向に歯止めがかからず、5年間の車券売上は計画をいずれも下回り、5年間トータルで計画の約8割程度（約▲10億円／年）にとどまった。

これは、場内イベントなどのファンサービスは実施したものの、競輪場本場及び場間場外車券売場の利用者が大幅に減少したことなどに伴う売上の減が要因である。（図－1）グラフの数字は切捨て表記の為、合計は符合しない。以下同じ。

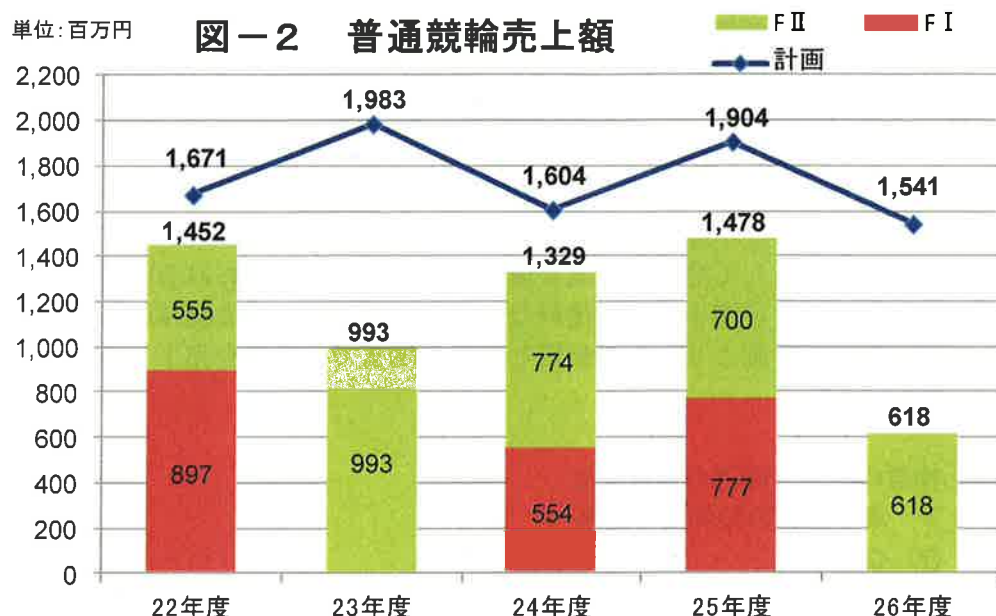


区分	22年度 (川崎競輪場)	23年度 (小田原競輪場)	24年度 (川崎競輪場)	25年度 (小田原競輪場)	26年度 (川崎競輪場)
本場入場者数	20,585人	11,841人	18,650人	11,868人	12,504人

(イ) 普通競輪

5年間の車券売上額は計画を大幅に下回り、5年間トータルで計画の約7割程度（約▲6億円／年）とGⅢ以上に売上が減少した。

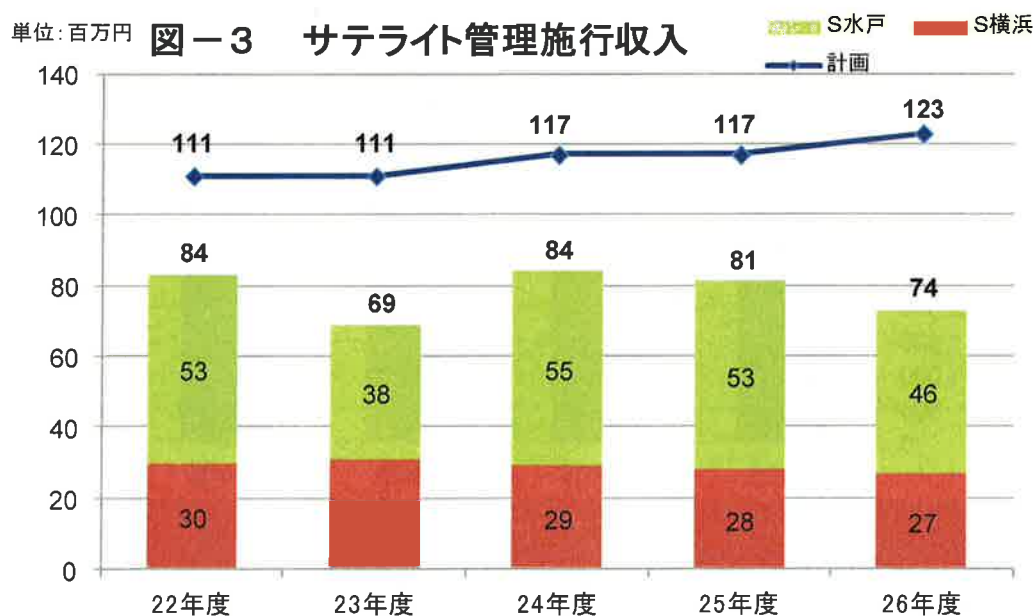
これは、本場の売上が減少したこと、計画上、毎年FⅠの開催を見込んでいたが23、26年度はFⅡのみの開催となったこと、東日本大震災の影響により小田原競輪場の1開催を中止（22年度）したことなどが要因である。（図－2）



(ウ) サテライト横浜・水戸管理施行収入

年間稼動日数、ナイター発売日数ともに拡大できたものの、5年間トータルで計画の約7割程度（約▲4千万円／年）と大幅な減収となった。

これは、サテライト横浜について、段階的に管理施行料率のアップ（22～23年度0.7%、24～25年度0.8%、26年度以降0.9%）を見込んでいたが、全国的な車券売上の低迷や消費税率の改正等により、21年度以降0.6%で据え置いたこと、また、サテライト水戸について、東日本大震災の影響により、一時閉鎖（約4ヶ月間）を余儀なくされたことなどが要因である。（図－3）



イ コスト削減の結果

花月園競輪場の廃止による事業の縮小、スリム化により、年間支出額は21年度の200億円から22年度以降約80億円台で推移した。

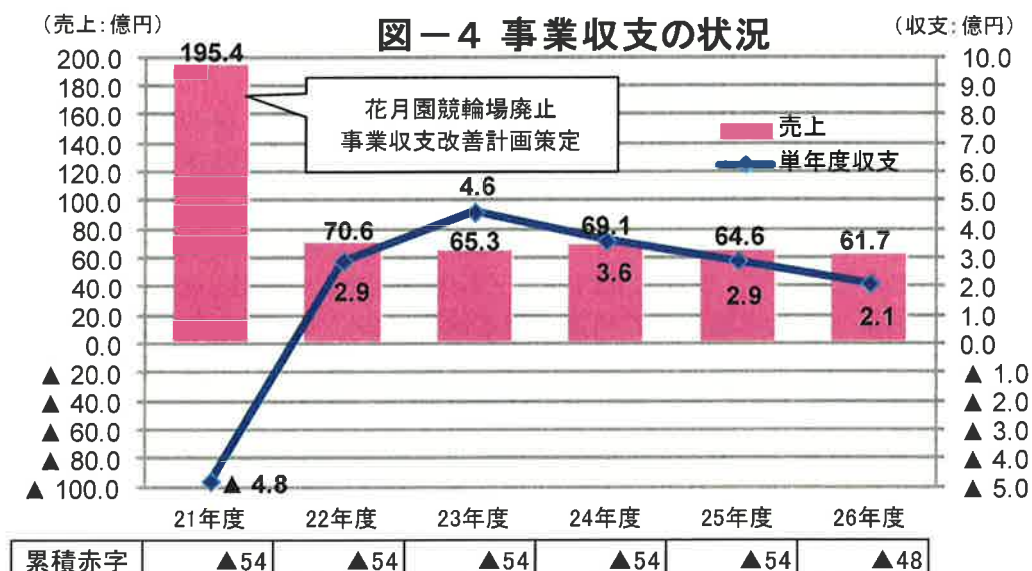
また、組合職員の削減により、26年度の人件費は、21年度と比べ約1,300万円削減した。

さらに、構成団体からの無利子借入金の増額（21年度：3億8,000万円→22年度以降：12億6,000万円）、金融機関との交渉による借入金利の引き下げ（21年度：1.012%→26年度：0.81%）、単年度黒字を積み立てた基金からの借入（25年度：11.1億円）による金融機関からの有利子借入金の縮減などにより、26年度の借入利子は21年度と比べ約2,300万円削減した。

ウ 総括（事業収支の状況）

売上は低迷したものの、より収益の確保できるGⅢ競輪の借上開催ができたこと、特例措置の適用により、JKA交付金の支払いが猶予されたこと、組合の経営改善努力による経費節減などにより組合債等の債務を前倒し償還した上で、毎年度約2～3億円の単年度黒字を確保し、26年度末で約13億3,000万円の基金を保有できた。

基金のうち、約7億8,000万円はJKA交付金の分割納付に残しておくが、それを除く5億5,000万円を累積赤字返済に充てることで、21年度末において約54億円の累積赤字は、26年度末で48億円まで縮減した。（図－4）



(3) 事業収支の見通し

ア 27年度以降の車券売上の見込み

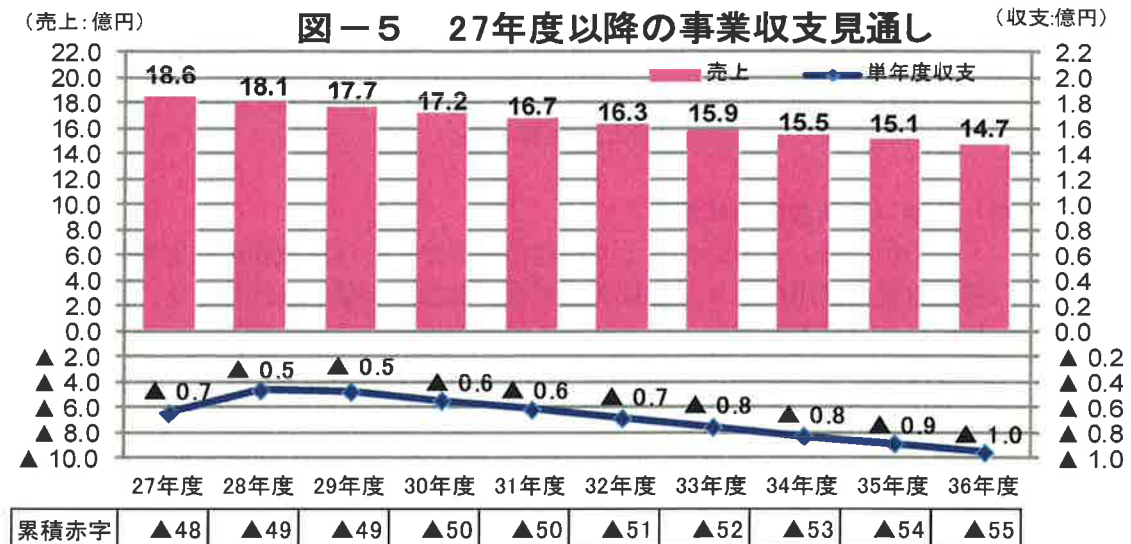
売上の約8割を占めるGⅢ競輪の開催とJKA交付金の支払猶予という5年間の特例措置が終了する27年度以降は、普通競輪のみの開催となり、売上は大幅に減少する。

川崎及び小田原競輪場で各2節（6日間）併せて年間12日間の普通競輪を開催するものとして推計したところ、27年度には18億6,000万円と見込まれる売上が、10年後の36年度には約14億7,000万円まで落ち込む見通しである。（図－5）

イ 27年度以降の事業収支見通し

特例期間の終了に伴い、27年度以降、普通競輪のみの開催となること、加えて、年間約3,000万円のJKA交付金の支払いが再開することなどから、毎年、約5,000万円から1億円の単年度赤字が見込まれ、一旦減少した累積赤字は再び拡大し、3県市の負担額は、10年後の36年度には約55億円まで達する見通しとなる。

(図-5)



※車券売上率は、全国の競輪施行者の21～24年度車券売上の平均増減率 (▲2.6%/年)

ウ 競輪事業の廃止、組合の解散

こうした収支見通しを基に、3県市は、特例期間終了後の競輪のあり方について様々な検討を重ねてきたが、有効な打開策はなく、累積赤字解消の目処が立たないことから、事業継続は困難との結論に至った。

そして、この共通認識の下、26年度末をもって競輪事業を廃止し、組合を解散することについて、26年11月21日、三県市が合意し、表明した。

その後、3県市議会の27年第1回定例会において、組合の解散及び財産処分の協議、累積赤字補填の予算措置について議決を経て、27年3月31日をもって正式に組合は解散した。組合解散後の清算事務は、神奈川県が承継している。また、同年7月現在、神奈川県、横浜市及び横須賀市は競輪施行者の地位を有している。

3 競輪の開催を停止する期間及びその根拠

(1) 競輪の開催を停止する期間

競輪の開催を停止する期間の開始日 26年11月29日

競輪の開催を停止する期間の終了日 30年3月31日

(2) 競輪の開催を停止する期間の開始日について

組合は、3県市合意の下、26年11月28日小田原競輪場での最終開催をもって競輪事業を終了したことから、競輪の開催を停止する期間の開始日を同月29日とした。

(3) 競輪の開催を停止する期間の終了日について

廃止した花月園競輪場の解体撤去工事終了予定年度(29年度)の末日である30年3月31日を競輪の開催を停止する期間の終了日とした。

※＜参考1＞ 花月園競輪場廃止後の施設・跡地の経緯 参照

4 競輪の開催の停止に必要な経費の総額

(1) 競輪の開催の停止に必要な経費の総額

金3,377,885千円

競輪の開催停止に必要な経費は、借上先の小田原競輪場で雇用している従事員の離職餞別金、川崎・小田原競輪場の所有者である川崎市、小田原市から撤退に伴う解決一時金として請求されている額、及び花月園競輪場施設の解体撤去などに要する経費で、その総額は3,377,885千円である。

(2) 競輪の開催の停止に必要な経費の内訳及びその説明

ア 競輪の開催停止に必要な経費の内訳

競輪の開催停止に必要な経費の内訳は表－1のとおりである。

表－1 競輪の開催停止に必要な経費の内訳

(単位：千円)

年 度	事 業 内 容	金 額
26年度	(ア)小田原競輪場従事員離職餞別金	21,162
未定	(イ)川崎市・小田原市から解決一時金として請求された額	80,023
29年度	(ウ)花月園競輪場等解体撤去費（URによる概算）	3,276,700
合 計		3,377,885

イ 競輪の開催停止に必要な経費の説明及び計算の基礎

(ア) 小田原競輪場従事員離職餞別金 21,162千円

小田原競輪場では、小田原市等が組織する小田原競輪運営協議会の下で、競輪を開催する施行者が年間開催回数に応じて従事員離職餞別金を負担することとしている。

組合が26年11月28日をもって競輪開催を停止したことに伴い、小田原競輪場で雇用していた従事員(96名)が26年度末をもって離職した場合に必要な離職餞別金約2億7,000万円のうち、組合負担分(総額の1/12、組合積立約120万円を除く)約2,100万円を競輪の開催停止に必要な経費として計上した。(表－2)

表－2 小田原競輪場従事員離職餞別金負担額

(単位：千円)

区 分	金 額
26年度末時点での離職餞別金相当額 ①	268,482
①のうち組合負担相当額 (①×1/12) ②	22,373
離職餞別金積立金のうち組合積立額 ③	1,211
組合負担分の合計 (②－③)	21,162

※川崎市は25年度をもって離職餞別金制度を廃止。

(イ) 川崎市・小田原市から解決一時金として請求された額 80,023千円

組合は、競輪事業を廃止することに伴い、借上開催していた川崎、小田原競輪場の所有者である川崎、小田原両市から、27年度以降に予定していた競輪場の使用料収入に損害が生じるとして、鎌倉市の平塚競輪場からの撤退判決*に倣い2年分の競輪場賃借料約8,000万円を解決一時金として請求された。

これに対して組合、及び三州市は、川崎、小田原両市と調整を重ねてきたが合意には至っておらず、解決時期等は未定である。

そこで、現時点では、両市から請求されている額を競輪の開催停止に必要な経費として計上した。(表-3)

※鎌倉市の平塚競輪場からの撤退判決(22年5月14日 横浜地方裁判所判決)

鎌倉市が競輪事業から撤退して競輪場賃貸借を終了させることについては、少なくとも3年程度の予告期間をおくべきであり、予告期間をおかずに賃貸借を終了させたことによる損害として、平塚市に対して2年間分の競輪場賃借料相当分である1億539万6,254円の支払いを命じた判決。

表-3 川崎市・小田原市から解決一時金として請求された額

(単位:千円)

区 分	金 額
川 崎 市 解決一時金請求額 ①	52,453
小田原市 解決一時金請求額 ②	27,570
合 計 (①+②)	80,023

(ウ) 花月園競輪場等解体撤去費 3,276,700千円

競輪開催の停止に伴い競輪場施設等の解体撤去が必要となるため、解体撤去費を競輪の開催停止に必要な経費として計上した。(表-4)

表-4 花月園競輪場施設等解体撤去費

(単位:千円)

区 分	概 要	金 額
解体撤去費 ①		3,029,700
	解体撤去費(スタンド関係)	2,035,200
	解体撤去費(その他施設)	653,200
	樹木伐採・伐根等	322,300
	越境解消費用等	19,000
設計・工事管理費等 ②		247,000
合 計 (①+②)		3,276,700

<解体撤去費用の内訳の説明>

① 解体撤去費

花月園競輪場(7スタンド分)、その他施設(神奈川県競輪組合事務所、体育館、売店等)の解体撤去工事(アスベスト処理、基礎坑撤去を含む)、植木伐採・伐根、越境解消、借地人代替地造成費用

② 設計・工事管理費等

解体撤去工事に係る設計費、工事管理に係る費用

5 競輪の開催の停止に必要な経費の一部に充てようとする特例対象交付金の額
金779,000千円

競輪の開催の停止に必要な費用の一部に充てようとする特例対象交付金の額（22年度から26年度まで猶予されていた交付金の総額）は、779,000千円であり、競輪の開催の停止に必要な経費の総額である3,377,885千円より少ないため、猶予されていた特例交付金の総額を競輪の開催の停止に必要な経費に充てるものとする。

6 競輪の開催の停止に充てようとする特例交付金以外の特例対象交付金の交付時期及びその方法

開催の停止に必要な経費の総額が停止に充てようとする特例交付金の額を上回るため、特例交付金以外の特例対象交付金はない。

以 上

＜参考１＞ 花月園競輪場廃止後の施設・跡地の経緯

１ 跡地利活用の検討

21年度末で競輪開催を廃止した花月園競輪場の施設、跡地については、22年３月に土地所有者である県、施設所有者である花月園観光㈱、（以下、「観光㈱」という。）地元横浜市、学識経験者による「花月園競輪場関係県有地等の利活用に係る検討会」を設置し、利活用に係る課題、対象地、及び方向性について検討した結果、22年12月24日に独立行政法人都市再生機構（以下「UR」という。）が事業主体となる「防災公園街区整備事業」※の方向で整備するとの結論に至った。

その間、花月園競輪場は選手の練習バンクとして活用されていたところである。

※防災公園街区整備事業

地方公共団体からの要請に基づき、URが防災公園と周辺市街地の再整備を一体的に整備し、防災機能の強化を図ることを目的とした「公共事業」。具体的には、URが土地を取得、整備し、整備後に公園を地方公共団体に、市街地を民間に売却する。なお、公園分の用地費の1/3、施設費の1/2に対して国庫補助制度があるほか、地方公共団体負担分に対して起債措置が認められている。

２ 花月園競輪場借地権訴訟

この跡地利活用と並行して、県は観光㈱から、「原告・観光㈱が被告・県に対して、県から賃借している県有地につき、堅固建物の所有を目的とし、期間を平成38年３月31日までとする借地権を有する」ことの確認を求めた「借地権確認訴訟」を提起された。（22年３月16日横浜地方裁判所）

これに対し、県は権利関係を明確にするため応訴したが、競輪場跡地の安全・防犯防災上の観点や、今後の跡地利活用など総合的に検討し、訴訟を早急に解決することが望ましいと判断した結果、23年２月８日、横浜地方裁判所からの和解勧告を受け入れることとした。（23年４月５日：和解成立）

和解結果として、県が観光㈱に和解金10億円を支払い、観光㈱が県に競輪場施設を除却目的で無償譲渡した。（23年４月５日：競輪場施設の所有権移転）

なお、地元防犯対策の観点から県は施設を完全封鎖し、選手の練習活動も停止した。

３ 防災公園街区整備事業の推進

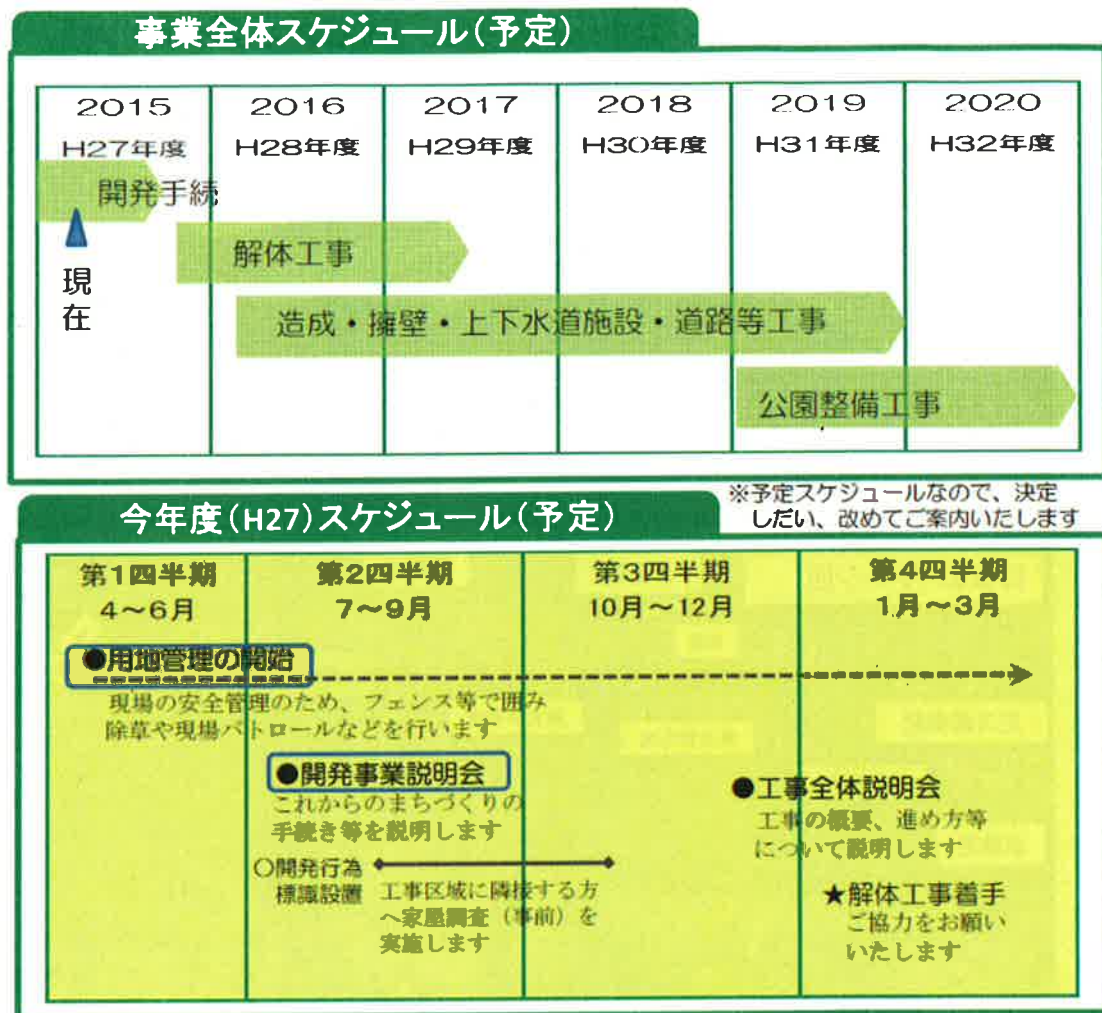
県、横浜市、URの三者が「防災公園街区整備事業」の事業化に向けて調整を進めていく中で、花月園競輪場については、URが整備と解体撤去を一体的に実施することが効率的であり、県にとっても直接の県費負担を伴わず、設計、発注、執行等の事務コストも発生しないことから、現存有姿のままURに引き渡すこととした。

その後、25年12月18日、横浜市は、URに対して防災公園街区整備事業の事業要請を正式に行うとともに、26年第２回定例会において、関連議案（公園予定区域の決定、URの直接施行の同意、債務負担行為の設定）の議決を経て、27年２月５日、公園及び地区計画の都市計画決定を行った。

一方で、県も27年第１回定例会において、花月園競輪場跡地売却議案の議決を経て、27年３月17日、URと競輪場施設の解体撤去を含む県有地売却契約を締結し、解体撤去費は土地売却益から相殺することとし、同年４月24日県有地及び競輪場施設のURへの所有権移転を行った。

今後、URは、27年冬頃から33年の約５年半に渡り競輪場施設の解体撤去、造成・基盤整備、公園整備を実施する予定としている。

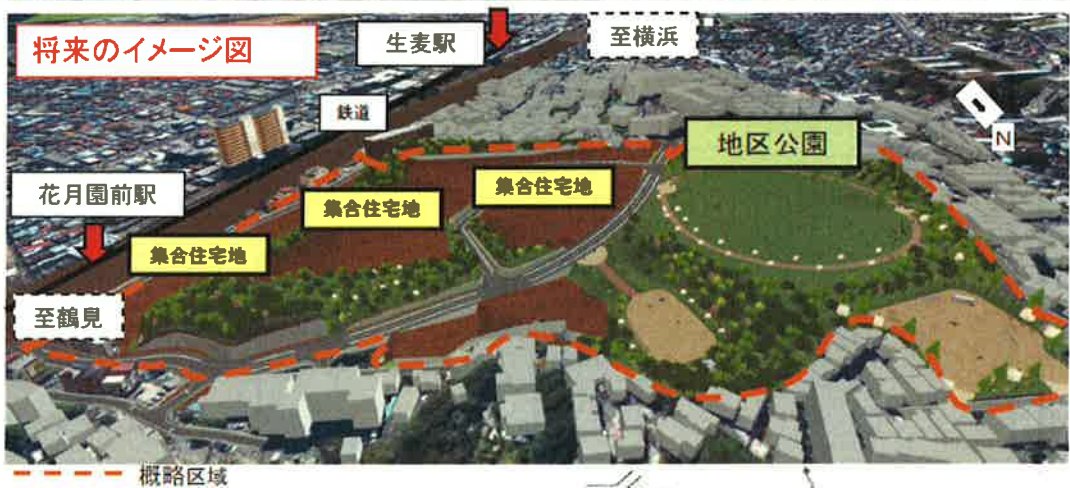
<参考2> 花月園競輪場跡地の今後の事業スケジュール



出典：横浜市ホームページ「花月園競輪場跡地等の利活用検討」より抜粋

＜参考３＞ 花月園競輪場施設・跡地の現況、将来イメージ等

①花月園競輪場施設・跡地の現況・将来のイメージ図、及び地区公園のイメージ図



地区公園のイメージ図



※集合住宅地に建設される建物は、計画が具体化した段階で示します。

※関係者との協議等により計画が変更となる場合があります。

※地区公園は、市民の皆様のご意見も伺いながら、計画を具体化していきます。

②主な解体撤去施設等



出典：横浜市ホームページ「花月園競輪場跡地等の利活用検討」より抜粋

